平成２３年（フ）第３２９号
岐阜県瑞穂市生津外宮前２丁目10番地、商業登記簿上の本店所在地岐阜県揖斐郡池田町沓井598番地
破産者　有限会社グリーンヴィラ
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１４２号
岐阜県多治見市太平町３丁目２番地　コーポマルイＣ－３、従前の住所岐阜県多治見市栄町２丁目38番地
破産者　井澤　真弓（旧姓加藤）
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１６６号
静岡市清水区蜂ヶ谷149番地
破産者　有限会社愛知食品
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６２６号
静岡市清水区蜂ケ谷193番地の５
破産者　有限会社中森工務店
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６６号
静岡県沼津市小諏訪字正改12番地の２
破産者　有限会社熊本スクリーン
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第７４号
三重県度会郡南伊勢町迫間浦486番地１
破産者　三浦　清久
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第６１０号
岡山市南区福浜町11番26号
破産者　有限会社プロスパー
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２号
山口県長門市油谷蔵小田2035番地
破産者　有限会社岡嶋工務店
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所萩支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１５７号
北海道江別市幸町30番地の７　イメージ307―306号
破産者　高瀬　　諭
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８７６号
札幌市豊平区美園10条５丁目１番１号
破産者　袖岡　光幸
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６４２号
札幌市手稲区前田11条10丁目６番12号
破産者　三國　孝之
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１４１号
札幌市東区北36条東24丁目２番21号
破産者　金井　雅樹
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８２０号
札幌市北区篠路７条６丁目１番12号
破産者　荒木　　聡
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８４号
北海道苫小牧市春日町３丁目13番16号　今川方
破産者　今野　隆樹
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第８７６号
仙台市太白区南大野田７番地の４　シティハイツ森204
破産者　金子　直裕
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９２９号
仙台市太白区郡山７丁目19番12号　プラドール田代Ｆ101
破産者　丹野重一郎
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４５号
秋田県由利本荘市石脇字竜巻４番地151
破産者　石川　節子
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第５１号
秋田県由利本荘市大鍬町291番地
破産者　佐藤加代子
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第４０７号
埼玉県行田市藤原町３丁目８番地２
破産者　中島　渉史
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２４３２号
神奈川県鎌倉市笛田５丁目５番15号
破産者　横尾　妙子
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部